

物価指数研究会（第17回）議事概要

- 1 日 時 令和2年4月3日（金） 14：00～16：00
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 議 題 (1) 2020年基準改定について
(2) 小売物価統計調査の変更について
(3) その他
- 4 出席者 (委員等) 美添座長、舟岡委員、元山委員、會田委員、宇南山審議協力者、齋藤審議協力者、清水審議協力者
(統計局) 井上統計調査部長、佐藤調査企画課長、山形物価統計室長ほか
- 5 配布資料
書類番号1-1 消費者物価指数における補助金の取扱いについて
書類番号1-2 年齢階級別指数の見直しについて（案）
書類番号2-1 小売物価統計調査集計事項の変更について（案）
書類番号2-2 家賃調査（民営家賃）の報告者の変更について（案）
書類番号3 持家の帰属家賃のウエイトの算出方法について（案）

6 主な意見等

議題1 2020年基準改定について

【書類番号1-1 消費者物価指数における補助金の取扱いについて】

- 補助金の取扱いについては理解したが、出産入院料については、近年では無痛分娩等の保険適用外となるオプションなものが増加しており、2020年の医療施設調査の結果を待ってから廃止品目とするかどうかについて、検討してはどうか。
- ⇒ 実務的なスケジュールを踏まえ、その時点での材料で判断する必要がある。再度検討させていただきたい。

【書類番号1-2 年齢階級別指数の見直しについて（案）】

- 内容については異存ない。これから65歳以上の勤労者世帯が増えていくことを踏まえ、無職者世帯と勤労者世帯の指数を区別することは大変良いことだと思う。
- 60～64歳、65～69歳の指数があったほうが便利だが、このウエイト情報があれば統計利用者が使用目的に応じて加工することが可能である。
- 第一次石油危機の際にも、世帯主の職業別に指数が異なるのではないかという議論があった。分析結果としては、職業別に大きな違いはなかったが、それを説明することが重要とい

うことで公表した経緯がある。結果が同じであっても、世の中の人はそのことを知らないため、同じであるという結果を公表する姿勢が重要。高齢化社会を踏まえ、高齢者に係る統計は可能な限り、公表していただくことを要望する。

議題2 小売物価統計調査の変更について

【書類番号2-1 小売物価統計調査集計事項の変更について（案）】

- 特売価格に係る分析は、どのようなものを想定しているか。
- ⇒ 獨協大学の樋田先生との共同研究により、POSの日次データを使用して、特売の状況やどのような価格を特売価格として扱うべきかなどについて分析している。

【書類番号2-2 家賃調査（民営家賃）の報告者の変更について（案）】

（調査の実現性について）

- 報告者を世帯から不動産管理会社等の事業所に変更することになるが、これまでと同じ借家を調査することは実務的に可能なのか。調査員が活動可能な範囲で特定できるのか。
- 調査対象を世帯から事業者に変更することは良いことだと思う。ただ、借家と不動産管理会社や大家の所在地が離れている場合はどのように調査するのか。
- 難しい点もあるが、不動産管理会社は地元の仲介業者からわかるので、借家と不動産管理会社とのマッチングは可能であると思われる。
- ⇒ 現在でも6割以上の回答を不動産管理会社等から得ていることから、報告者となる不動産管理会社を把握することは概ね可能と考えている。不動産管理会社が借家から離れていて、調査員が訪問できない場合や、個人の大家が管理しているため管理者にたどり着けなかった場合は世帯に調査することになる。

（調査客体を事業者等に変更することについて）

- 報告義務者は、管理会社か大家になるのか、また、管理会社によっても、いろいろな契約のパターンがあるので、概念の整理が必要
- 2014年のOECDのマニュアルによると、住宅に係るデータソースとしては、世帯の申告、不動産管理会社及びウェブスクレイピングの3種類があるが、いずれの結果も差がないとされている。一方で、日本の場合、世帯申告は価格が丸めて申告されることがあり、不動産管理会社の方が正しい価格を把握できるものと思料

（家賃調査の付帯情報等について）

- 不動産管理会社等を調査することで、借家の設備や立地に係る付帯情報も比較的容易に入手できるようになるのではないか。
- 不動産管理会社から情報を得る場合は守秘義務と統計法との関係もクリアにする必要がある。

（調査方法について）

- 借家を管理する大家や不動産管理会社の情報を把握するためには、最初だけ調査対象の借家世帯に調査員が直接アクセスすることは必要だが、その情報をデータベース化すれば、不動産管理会社や大家に対する毎月の価格調査は郵送調査やインターネット調査に切り替えることができるのではないかと。不動産管理会社等を調査客体とするならば、その方が効率的になる。
- ウェブサイトの賃貸価格は新たに入居を希望する世帯向けの家賃しかわからないため、ウェブサイトからの収集は難しいだろう。
- ⇒ 今回は、まずはより実態に合わせることを目的としている。郵送調査への変更などについては、次のステップとして考えさせていただきたい。

【書類番号3 持家の帰属家賃のウェイトの算出方法について（案）】

- 市区町村別の公示地価について、ひとつの市区町村内で複数の価格があった場合は単純平均を持ってきているのか。
- ⇒ そのとおり。
- かねてから主張していたが、ようやく家賃関数に地価を入れていただいた。以前に家賃関数を推定した際には、公示地価については平均値よりも中央値を採用した方が安定性があった。また、その際、敷地面積を加えた方がより当てはまりが良くなったことがあったので試してはどうか。
- ヘドニックモデルには一般的な効用関数と生産関数（ビルダーズモデル）の2つの考え方があり、ハウジングスタティクスのマニュアルでは家賃については生産関数の方が良いのではないかとされている。地価を入れ生産部分を考慮することで、ハウジングモデルに親和性の高いモデルとなったと考えられる。
- 以前、国土庁で公示地価そのものの精度を検証した際、平均値より中央値の方が地域間格差が見えるということということで、中央値を採用したことがある。

議題3 その他

（新型コロナによるCPI及び小売物価統計調査への影響について）

- 新型コロナウイルスの感染が拡大しているが、消費者物価指数は引き続き調査実施・公表を続けていくのか。
- ⇒ 日本より深刻なヨーロッパ各国においても、CPIを始めとした重要な統計は、引き続き調査や公表を行っている。実地調査において、なるべく客体との接触を減らす等の工夫をしながら、継続していくことが必要
- 前回、品目廃止の議論において、2020年の消費が考慮されるのかという指摘があったが、その点についてはどうか。
- ⇒ 2020年の消費構造については注意が必要。対応を慎重に考えていきたい。

以上